

島根県後期高齢者医療広域連合告示第4号

島根県後期高齢者医療広域連合はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る療養費委任払要綱を次のように定める。

平成20年3月27日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療広域連合はり、きゅう及び
あん摩マッサージ指圧に係る療養費委任払要綱

平成 20 年 3 月 27 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定による療養費のうち、はり、きゅう及びマッサージに係る療養費の支給申請について、後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）の負担の軽減を図るための、支払方法の特例（以下「委任払」という。）について定めるものとする。

(委任払)

第 2 条 被保険者（法第 54 条第 7 項に規定する被保険者資格証明書の交付を受けている者を除く）は、はり、きゅう及びマッサージの施術を受けるときには、当該施術に係る費用額に法第 67 条第 1 項各号に定める割合を乗じて得た額を、当該施術を行う者（次条に規定する者に限る。以下「施術者」という。）に支払い、療養費支給相当額については当該施術者にその受領を委任すること（以下「受領委任」という。）ができる。

(協定の締結)

第 3 条 前条の規定により受領委任を受けようとする施術者は、広域連合長との間に委任払に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の施術者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 3 条の 3 第 2 項に規定する免許証の交付を受けた者でなければならない。

(申請等)

第 4 条 第 2 条の規定による委任払の方法により療養費の支給を受けようとする被保険者は、当該施術者を經由して広域連合長に対して申請を行うものとする。

2 前項の方法により施術を行う施術者は、当該被保険者の後期高齢者医療被保険者証によって、当該被保険者が療養費を受領する資格のある者であることを確認しなければならない。

(療養費の支給)

- 第5条 広域連合長は、前条第1項の申請を受けたときは、申請内容を審査し、療養費の支給又は不支給を決定するものとする。
- 2 広域連合長は、前項の支給の決定をしたときは、後期高齢者医療療養費（はり、きゅう及びマッサージ）支給決定通知書（様式第1号）により、受領委任を受けた施術者に対し、通知するものとする。
- 3 広域連合長は、第1項の不支給の決定をしたときは、後期高齢者医療療養費（はり、きゅう及びマッサージ）支給申請却下通知書（様式第2号の1、様式第2号の2）により、当該被保険者及び受領委任を受けた施術者に対し、通知するものとする。
- 4 はり、きゅう及びマッサージの施術に係る費用額については、厚生労働省の定める方法により算定するものとする。
- 5 広域連合長は、療養費の支給を決定したときは、第2条の規定により受領委任を受けた施術者に当該支給額を支払うものとする。

(その他)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療療養費（はり、きゅう及びマッサージ）

支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療療養費の支給について、
下記のとおり支給額が決定しましたので通知します。

記

支給決定合計額	円
---------	---

支給種別	支給件数	支給金額

支給期日（予定） 年 月 日

振込先

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

第 号
年 月 日

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療療養費（はり、きゅう及びマッサージ）

支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療療養費の支給について、
下記のとおり却下しましたので通知します。

記

被保険者	住所		
	氏名		
施術の種類		施術年月	年 月
支給却下理由			

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

第 号
年 月 日

様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療療養費（はり、きゅう及びマッサージ）

支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療療養費の支給について、
下記のとおり却下しましたので通知します。

記

被保険者番号	被保険者氏名	施術年月	支給却下理由	備考

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。